解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

長崎市坂本一丁目一二番四号長崎大学医学部ポンペ会館

財団法人鐘韻人間科学振興基金

代表清算人　松山　俊文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

三重県津市江戸橋一丁目一〇番地三

特定非営利活動法人コミュニティシンクタンク評価みえ

代表清算人　亀山裕美子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

高知県室戸市室戸岬町五七六八番地四

財団法人菜生保育協会

清算人　**樽**見　秀子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月十七日、長野地方裁判所飯田支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

長野県下伊那郡天龍村平岡二六一四番地

光徳大神宮分宮神道光徳教平岡分教会

清算人　早川　将和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

静岡県浜松市天竜区西藤平一四九一番地

社団法人上阿多古報徳社

代表清算人　大冨部睦夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

大阪市阿倍野区松虫通一丁目一三番一〇号

特定非営利活動法人ＮＰＯ・ＯＬＳ

清算人　中尾　容子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

奈良県吉野郡東吉野村大字谷尻二六〇番地

財団法人谷尻自治会

清算人　木原　眞吾

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

岡山県真庭市上水田六三二八番地

特定非営利活動法人ＮＰＯ英賀

清算人　上田　等

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

広島県東広島市西条町吉行二一四九番地

特定非営利活動法人光輝会

清算人　湯浅　時榮

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月一日

長崎県南島原市口之津町丙二一〇四番地

財団法人口之津海員協会

清算人　小野沢　勇

配当公告

島根県松江市東出雲町出雲郷五三三番地二

破産者　木谷鉄工所こと　石川　昭夫

右の者に対する松江地方裁判所平成二十年(フ)第二五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三九一、〇七〇、九九七円

一、配当することのできる金額

金八、五一八、三八一円

平成二十四年三月一日

島根県松江市片原町一〇〇番地

破産管財人　高野　孝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市中央区新中里三丁目五番、最後の住所埼玉県さいたま市中央区新中里三丁目五番七―三〇四号

被相続人　亡　深澤　東洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―六―一一

藤屋ビル五〇二　青木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　孝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区立町九番地の一、最後の住所山梨県大月市大月町真木四六六〇番地　大月富士見苑　被相続人　亡　守屋　弘孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月一日

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目一七番一号相鉄岩崎学園ビル三階　司法書士法人リーガルサービス

司法書士　井ノ川辰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳

被相続人　亡　氏名不詳（平成十七年七月から九月頃死亡）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月一日

山梨県富士吉田市上吉田二丁目一〇番六号

グランドマンションコスモパレス四〇一号

相続財産管理人　弁護士　須藤　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市小浜飛鳥四一番地一、最後の住所神戸市西区櫨谷町長谷八三番地の六　ケアハウス大慈　被相続人　亡　田村　種之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月一日

兵庫県明石市**樽**屋町七番二二号　リベール明石Ⅰ四〇一号

相続財産管理人　司法書士　中島　義宜

第19期決算公告

平成24年3月1日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目17番6号

株式会社ネオテリック

代表取締役　白井　英俊

貸借対照表の要旨（平成23年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,441
	固定資産	17,248
	繰延資産	7,666
	合計	174,356
負債及び純資産の部	流動負債	47,448
	固定負債	104,266
	株主資本	22,641
	資本金	30,000
	利益剰余金	△7,358
	その他利益剰余金	△7,358
	（うち当期純利益）	(4,387)
	合計	174,356